

# 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱

制 定 令和 7 年 4 月 1 日 都 防 第 1746 号 (局長決裁)

最近改正 令和 8 年 3 月 31 日 都 防 第 1709 号 (局長決裁)

## (目的及び通則)

第 1 条 この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域における建築物の開口部からの延焼時間を遅らせ、建築物の延焼による人命被害を最小限に抑えること及び住宅の脱炭素化に向けた断熱性能の高い住宅の普及を図るため、事業を行う者に対し、市がこれに要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則 (平成 12 年総理府・建設省令第 9 号)
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱 (平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号通知)
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防火設備 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 9 号の 2 ロ及び同法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 109 条の 2 に規定する防火設備
- (2) 建築物開口部不燃化等改修事業 住宅の用に供する建築物の外壁の開口部のうち、一以上の開口部について次に掲げるアかつイの工事を行う事業をいう。
  - ア 防火設備へ改修を行う工事。ただし、換気等のため一時的に開閉する場合を除き、常時開口部を覆うものとして使用されるときは限らない雨戸又はシャッター等の防火設備へ改修を行う工事を除く。
  - イ U 値 (熱貫流率) = 2.3 以下の断熱性能を有するよう改修を行う工事
- (3) 関係権利者 この要綱による補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) 以外の建築物開口部不燃化等改修事業を行う建築物の所有者等をいう。
- (4) 市内事業者 横浜市契約規則 (昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号) 第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。
- (5) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分 (人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。) をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に該当するものをいう。
- (7) 重点対策地域 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例 (平成

26年12月横浜市条例第75号。以下「不燃化推進条例」という。)第5条第1項の規定により指定された地域(不燃化推進地域)をいう。

- (8) はつり工法 既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。なお、ドアについては、既存ドアを枠ごと取り外し、新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事をいう。
- (9) カバー工法 既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。なお、ドアについては、既存ドアについて枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事をいう。

#### (補助の対象地区)

第3条 補助の対象となる地区は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日都地ま第2674号)第3条に規定する地区とする。

#### (補助対象事業)

第4条 補助の対象事業は、次条に定める要件を満たす建築物において行われる建築物開口部不燃化等改修事業とする。

#### (補助の対象建築物及び要件)

第5条 補助の対象となる建築物は、別表1に掲げるものとする。

- 2 補助対象事業は、別表2に掲げる要件を全て満たすものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表3に掲げる建築物に該当する場合は、補助の対象としない。

#### (補助の対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、建築物開口部不燃化等改修事業を行う建築物の所有者又は建築物の所有者の承諾を受けた者とする。

- 2 補助対象者のうち申請者となる者は、市税の滞納がないことを要件とする。

#### (補助の対象となる工事契約)

第7条 申請者は、第9条に基づく見積書を徴収した事業者の中から1者を選定し、契約しなければならない。

#### (補助金額の算出方法)

第8条 補助対象額は、予算の範囲内で、別表4により算出した額以内とする。

- 2 補助金の上限額は、一の住宅につき別表5に掲げる額とする。なお、第10条第3項に基づき、一の住宅において異なる開口部を対象に建築物開口部不燃化等改修事業を複数回に分けて行う場合は、2回目以降の申請における補助金の上限額は、別表5に掲げる額からそれまでに交付された補助金額を差し引いた額とする。
- 3 補助金額の算出内訳は、別表6のとおりとする。
- 4 中小企業者等が申請者である場合は、補助対象事業に係る工事の費用のうち消費税相当額は、補助対象事業費に含めることができない。

(見積書の徴収)

第9条 申請者は、補助対象事業に係る工事について、複数の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、補助事業に係る工事の請負金額が別表7に定める額未満の額である場合は市内事業者に限定しないこととする。

(補助金交付申請)

第10条 申請者は、補助金交付申請書(第1号様式)に別表8に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、次条第1項の規定による補助金交付決定を受ける前に、第7条に規定する補助の対象となる工事契約の締結をしてはならない。
- 3 一の建築物において異なる開口部を対象に建築物開口部不燃化等改修事業を複数回に分けて行う場合は、各事業に対して補助金の交付の申請を行うことができることとする。ただし、2回目以降の申請は、前回の申請により補助金の交付を受けた年度の翌年度以降に限ることとする。
- 4 関係権利者がいる場合は、関係権利者承諾書(第4号様式)を添付しなければならない。
- 5 法人による申請の場合は、中小企業者等申告書(第5号様式)を添付しなければならない。

(補助金交付決定)

第11条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書(第6号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(第7号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請があった日の翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書(第7号様式)をもって当該申請者に通知することができる。
  - (1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合
  - (2) 当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助の対象であること又は当該申請に係る費用が適正であることが、申請者から提出された書類等により確認できない場合
- 5 第3項又は第4項に規定する通知を受けた申請者が改めてこの要綱の規定による補助金の交付を受け、建築物開口部不燃化等改修事業を実施しようとする場合は、前条第1項に規定する補助金交付申請を再度行わなければならない。

(補助金交付申請の内容変更)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、第10条第1項の規定による補助金交付申請の内容に変更が生じる場合は、速やかに補助金交付変更申請書(第8号様式)に変更に係る別表8に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、変更内容に第4条に規定する建築物開口部不燃化等改修事業に係る契約予定業者の変更が含まれる場合、次項の規定による補助金交付変更決定を受ける前に、契約予定業者を変更する契約の締結をしてはならない。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付の変更を認めた場合は、補助金交付変更決定通知書（第9号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 5 市長は、第3項に規定する審査等を行い、補助金の交付の変更を認めないときは、補助金変更不交付決定通知書（第10号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 6 第1項の規定による補助金交付変更申請の変更内容により、第7条の規定により行った建築物開口部不燃化等改修事業に係る契約に変更が必要な場合は、当該変更申請に係る補助金交付変更決定通知を受けた後、申請者は、速やかに施工事業者と建築物開口部不燃化等改修事業に係る変更契約を締結しなければならない。

（取下げ・取止め）

- 第13条 申請者は、第10条第1項の規定による補助金交付申請を行った後、かつ、第11条第1項の規定による補助金交付決定を受ける前に、補助金交付申請を取り下げるときは、速やかに補助金交付申請取下げ届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、第11条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後に、補助金交付申請を取り止めるときは、補助金交付申請取止め届（第12号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定）

- 第14条 申請者は、第11条第1項の規定による補助金交付決定又は第12条第3項の規定による補助金交付変更決定を受けた建築物開口部不燃化等改修事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（第13号様式）に別表9に掲げる必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。
- 2 申請者は、第11条第1項の規定による補助金交付決定及び第12条第3項の規定による補助金交付変更決定を受けた年度の2月末日までに、前項に規定する実績報告を行わなければならない。
  - 3 市長は、第1項に規定する実績報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、当該報告の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して補助金額確定通知書（第15号様式）をもって通知するものとする。
  - 4 市長は、第1項に規定する実績報告を受けた場合において、当該建築物開口部不燃化等改修事業の成果が、第11条第1項に規定する補助金交付決定若しくは第12条第3項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を講じるよう申請者に指示することができる。

（補助金の交付時期及び請求）

- 第15条 補助金は、補助金規則第17条の規定により、前条第3項の規定による補助金額の確定の後に交付するものとする。

- 2 前条第3項の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（第16号様式）に補助金額確定通知書（第15号様式）の写しを添付することにより、市長に対し、補助金の請求を行うものとする。
- 3 市長は、第2項に規定する補助金交付請求書（第16号様式）を受理したときは、当該請求の内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

#### （代理受領）

第16条 申請者は、補助金の交付請求及び受領を、当該補助対象事業の工事請負を契約した事業者（以下「請負業者等」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 代理受領により補助金の交付請求及び受領をしようとする申請者（以下本条において「代理受領申請者」という。）は、第10条第1項に規定する補助金交付申請書に、代理受領事前届出書（第17号様式）を添付し市長に届け出なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、第14条第1項に規定する完了実績報告書を提出する日までに届け出ればよいものとする。
- 3 代理受領申請者が代理受領の事前届出を取り下げるときは、第14条第1項に規定する完了実績報告書を提出する日までに、代理受領事前届出取下げ書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 請負業者等は、代理受領申請者から、契約額から補助金額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。
- 5 代理受領申請者は、別表9第2項に規定する領収書（写し）について、前項に定める契約額から補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。
- 6 第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、代理受領により補助金の交付を受けようとする請負業者等が提出しなければならない。この補助金交付請求書には、代理受領の委任状（第19号様式）を代理受領申請者及び請負業者等の両者記名押印のうえ添付しなければならない。
- 7 前項の請求により請負業者等に補助金の交付があったときは、代理受領申請者に対し補助金の交付があったものとみなす。

#### （補助金交付決定の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条第1項に規定する補助金交付決定及び第12条第3項に規定する補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、虚偽の申請その他の不正な行為を行ったとき。
- (2) 申請者が、補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) 申請者が、第11条第1項に規定する補助金交付決定若しくは第12条第3項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に対して違反し、かつ、第14条第4項に規定する適合のための市長の指示に応じないとき。
- (4) 申請者が、第14条第1項に規定する実績報告を同条第2項に規定する期日までに行わないとき。
- (5) 申請者が、この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他この要綱に規定する市長の指示に従わない等市長が不相当と認める事由が生じたとき。

き。

2 市長は、前項の規定により、第 11 条第 1 項に規定する補助金交付決定及び第 12 条第 3 項に規定する補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第 20 号様式）により申請者に通知することとする。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定又は補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第 20 号様式）により当該補助金の交付を受けた者にその返還を命ずるものとする。

（指示又は助言）

第 19 条 市長は、建築物開口部不燃化等改修事業の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示し、又は必要な助言等を行うことができる。

（調査及び遂行指示）

第 20 条 申請者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査の結果、第 11 条第 1 項に規定する補助金交付決定若しくは第 12 条第 3 項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に従って建築物開口部不燃化等改修事業が適正に遂行されていないと認めた場合は、是正のための措置を講じ、かつ、適正に遂行するよう申請者に指示することができる。

（財産処分の制限）

第 21 条 第 15 条第 3 項に規定する補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った建築物の所有者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上、当該補助の対象となった部分を除却せず適切に維持管理しなければならない。ただし、やむを得ず当該建築物の部分を修繕又は改変する場合は、当該者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の帳簿等の作成及び保管）

第 22 条 第 15 条第 3 項に規定する補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った建築物の所有者は、当該補助金に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上、これを保管するものとする。

（建築物の所有者等への通知）

第 23 条 市長は、第 15 条第 3 項に規定する補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った部分について、当該建築物の所有者又は所有者から承諾を受けた者に対して当該補助金を交付済みであること、当該補助金額、当該補助金の交付を受けて建築物開口部不燃化等改修事業を行った建築物の部分の位置を通知することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、従前の例によるものとする。ただし、様式書類については、施行日以降の様式を用いることができるものとする。
- 3 施行日の前日までに現に改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係) 補助対象となる建築物

補助対象となる建築物	<p>住宅で、次の全てに該当するものとする。</p> <p>ア 建築物の敷地が防火地域若しくは準防火地域のいずれにも該当しない地域又は準防火地域にある建築物で、要件を全て満たすもの（建築物の敷地の一部が防火地域である場合を除く。）</p> <p>(ア) 地階を除く階数 2 以下</p> <p>(イ) 延べ面積 500平方メートル未満</p> <p>イ 平成27年 6 月30日以前に建築基準法に基づく確認済証の交付を受け着工した建築物</p>
------------	--

別表 2 (第 5 条第 2 項関係) 補助の要件

建築物の権利形態	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>ア 個人所有のもの又は中小企業者等の所有のものであること。</p> <p>イ 共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること。</p>
事業の要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>ア 建築物の外壁の開口部において1箇所以上、(ア) に掲げるいずれかの工法で (イ) の性能をいずれも満たす開口部へ改修する工事を行う事業</p> <p>(ア) 工法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はつり工法</li> <li>・ カバー工法</li> </ul> <p>(イ) 性能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法施行令第 109 条の 2 に規定する技術的基準を満たす性能</li> <li>・ U 値 (熱貫流率) =2.3 以下の断熱性能</li> </ul> <p>イ 本補助金以外に国又は地方公共団体等から交付される補助金等 (原資に国費又は市費等を含むものに限る。) の交付を受けずに行う事業</p>

別表3（第5条第3項関係）補助対象とならない建築物

次のいずれかに該当する場合
ア 仮設建築物
イ 附属建築物（市長がやむを得ないと認めたものを除く。）
ウ 都市計画道路区域内の建築物又は区域内の建築物の部分
エ 国又は地方公共団体等から他の補助金を利用した改修工事（建築物開口部不燃化等改修事業の対象となる部分を含む工事に限る。）又は新築工事の実施後10年を経過していない建築物
オ 横浜市から建築基準法及び建築基準法関係規定に基づく違反指導又は命令を受けている建築物

別表4（第8条第1項関係）補助対象額の算出方法

補助対象事業費	建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用のうち補助対象となる費用（改修する開口部の購入、設置及び不可分な工事に必要な経費）の額	
補助対象額	補助対象事業費に次に掲げる割合を乗じて得た額	
	(1) 重点対策地域	3/4
	(2) 上記以外の補助対象地区	2/3

別表5（第8条第2項関係）補助金の上限額

上限額	100万円
-----	-------

別表6（第8条第3項関係）補助金額の算出内訳（単位：円）

区分	
①	補助対象事業費 ※1・※2
②	補助対象額 ① × 補助率 ※3・※4
③	過去の建築物開口部不燃化等改修事業の補助金額の合計額
④	補助金上限額 1,000,000円 - ③
⑤	補助金額 ※5

※1 2人以上の事業者から徴収した見積書のうち、補助対象となる部分の合計が最も安価な見積書の、補助対象となる部分の金額

※2 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象事業費に含めない。

※3 補助率 重点対策地域：3/4、その他の補助対象地区：2/3

※4 千円未満切り捨て

※5 ②と④のうち低い方の額

別表 7 (第 9 条関係) 見積書の徴収を市内事業者に限定しない補助事業に係る工事の請負金額

補助事業に係る工事の請負金額 (※ 1)	100 万円
----------------------	--------

(※ 1) 消費税相当額を含む。

別表 8 (第 10 条第 1 項関係) 補助金交付申請書の添付書類

	添付書類
1	納税状況等調査同意書 (第 2 号様式又は第 3 号様式)
2	関係権利者承諾書 (第 4 号様式)
3	案内図・区域図
4	建築物等の権利関係を明らかにする書類
5	建築物の建築年月を明らかにする書類
6	建築物の平面図等に改修する開口部の位置を示した図面等
7	施工予定の製品の製品名、品種、防火性能、断熱性能等が分かる書類
8	新設する防火設備が国土交通大臣による認定の場合は認定証の写し
9	現況写真
10	見積書 (写し)
11	見積提出事業者が市内事業者であることを証する書類 (工事費が 100 万円未満の場合は不要)
12	その他市長が必要と認める書類

別表 9 (第 14 条第 1 項関係) 完了実績報告書の添付書類

	添付書類
1	契約書等 (写し)
2	領収書 (写し)
3	施工証明書 [第 14 号様式 (施工した製品の番号等が分かる施工中の写真 (遠景及び近景) または施工した製品が分かる証明書を含む。)]
4	工法が確認できる施工中の写真
5	工事完了が確認できる写真
6	その他市長が必要と認める書類

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業  
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 長

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱を遵守します。

添付書類

- (1) 納税状況等調査同意書（第2号様式又は第3号様式）
- (2) 関係権利者承諾書（第4号様式）
- (3) 案内図・区域図
- (4) 建築物等の権利関係を明らかにする書類
- (5) 建築物の建築年月を明らかにする書類
- (6) 建築物の平面図等に改修する開口部の位置を示した図面等
- (7) 施工予定の製品の製品名、品種、防火性能、断熱性能等が分かる書類
- (8) 新設する防火設備が国土交通大臣による認定の場合は認定証の写し
- (9) 現況写真
- (10) 見積書（写し）
- (11) 見積提出事業者が市内事業者であることを証する書類（工事費が100万円未満の場合は不要）
- (12) その他市長が必要と認める書類

受付欄

第

号

第1号様式 第2面 (第10条第1項関係)

1 補助対象建築物

建築物所在	横浜市 区
所有者	
対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域(不燃化推進地域) <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> その他の地域
階数	<input type="checkbox"/> 2階建て以下 <input type="checkbox"/> 3階建て以上
延床面積	<input type="checkbox"/> 500㎡未満 <input type="checkbox"/> 500㎡以上
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> その他( )
建築年月日	(明治 大正 昭和 平成) 年 月 日

2 建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置及び工法

<input type="checkbox"/>	建築物の平面図等に改修する開口部の位置を示した図面等に記載のとおり
<input type="checkbox"/>	当該事業の補助対象以外の開口部については、他の補助制度を活用して別紙のとおりに改修を行います(詳細を添付)。
工法	<input type="checkbox"/> はつり工法 <input type="checkbox"/> カバー工法

3 契約予定業者

商号又は名称	
代表者 役職・氏名	
本社(主たる営業所)の所在地	〒

4 建築物開口部不燃化等改修事業の実施期間

着手年月日	年 月 日(予定)
完了年月日	年 月 日(予定)

第1号様式 第3面 (第10条第1項関係)

5 建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用及び補助金

区分		金額
①	補助対象事業費 ※1・※2	円
②	補助対象額 ※3・※4 ① × 補助率 (3/4 2/3) ← 該当の補助率に○	円
③	過去の建築物開口部不燃化等改修事業の補助金額の合計額	円
④	補助金上限額 1,000,000円 - ③	円
⑤	補助金申請額 ※5	円

- ※1 2人以上の事業者から徴収した見積書のうち、補助対象となる部分の合計が最も安価な見積書の、補助対象となる部分の金額
- ※2 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象事業費に含めない。
- ※3 補助率 重点対策地域：3/4、その他の補助対象地区：2/3
- ※4 千円未満切り捨て
- ※5 ②と④のうち低い方の額

6 他の補助金の利用有無

本申請に記す改修工事を実施する建築物の部分（以下「申請部分」という。）及びその他の部分に対する次の各補助制度の利用の有無は次のとおりです。

申請部分	<input type="checkbox"/>	利用する (補助制度名：_____)
	<input type="checkbox"/>	利用しない
その他の部分	<input type="checkbox"/>	利用する (補助制度名：_____)
	<input type="checkbox"/>	利用しない

7 同意事項

<input type="checkbox"/>	他補助金の利用履歴及び内容を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、横浜市建築局住宅部住宅政策課及び建築局企画部建築防災課と共有することに同意します。
<input type="checkbox"/>	本申請に基づく補助金の交付を受けてから10年以上、申請部分を除却せず適切に維持管理します。やむを得ず申請部分を修繕又は改変する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて行います。
<input type="checkbox"/>	本申請に基づく補助金の交付を受けてから10年以上、本申請に係る書類〔申請書類（図面等を含む。）、各種通知書等〕を保管します。
<input type="checkbox"/>	本申請に基づく補助金の交付を受けた後、本申請に記す改修工事を実施する建築物の所有者を変更した場合は、市が新たな所有者に対して本申請に基づく補助金を交付済みであることを通知することに同意します。

# 納税状況等調査同意書（個人・個人事業主用）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

〒

申請者（代表者） 住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日

電 話

（個人事業主の場合のみ）事業者 所在地

名 称

私は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき、次の調査を行うことについて同意します。

## 1 横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

- （1） 市民税
- （2） 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- （3） 固定資産税（償却資産）
- （4） 軽自動車税
- （5） 特別土地保有税

（注）税目（1）～（5）は延滞金も含まれます。

## 2 不燃化・耐震改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去10年の「横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業」及び「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用履歴

## 3 開口部の断熱改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去10年の「横浜市住まいのエコリノベーション補助制度」の利用履歴

（備考）

- 1 住所は住民登録上のものを記載すること。
- 2 生年月日は、西暦で記載すること（個人事業主の場合は、代表者の生年月日を西暦で記載すること。）。
- 3 個人事業主の場合は、事業者の名称及び所在地を併せて記載すること。

## 納税状況等調査同意書（法人用）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

〒

申請者 本社所在地

法人番号

人格なき社団<sup>※</sup>に該当するため法人番号を有しない

ふりがな

事業者名

ふりがな

代表者 氏 名

電 話

私は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき、次の調査を行うことについて同意します。

### 1 横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税
- (5) 特別土地保有税

（注）税目（1）～（5）は延滞金も含まれます。

### 2 不燃化・耐震改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去 10 年の「横浜市木造建築物不燃化・耐震改修事業」及び「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用履歴

### 3 開口部の断熱改修の履歴の調査

対象となる建築物の過去 10 年の「横浜市住まいのエコリノベーション補助制度」の利用履歴

※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 12 条に定める「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの」をいう。

## 関係権利者承諾書

年 月 日

（申請先）  
横 浜 市 長

私は、申請者が、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき補助の申請及び工事を行うことを承諾します。

### 1 申請者

住 所	
氏 名	

### 2 建築物開口部不燃化等改修事業を行う建築物

建築物所在	横浜市 区
-------	-------

### 3 権利の種類

権利者名	建築物に対する権利の種類
	所有権・その他（ ）
	所有権・その他（ ）
	所有権・その他（ ）
	所有権・その他（ ）

### 4 承諾者

住 所	
氏 名	印

※ 承諾者が個人であり、氏名を自署した場合は、押印を省略することができる。

## 中小企業者等申告書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者又は建築物所有者 住 所

法人名

代表者 氏 名

電 話

私は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱に基づき、中小企業者等であることを申告します。

中小企業基本法第2条に定義される中小企業者

- 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

その他

業種・組合の名称 等			
資本金の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数	

（注1）該当する項目にチェックを入れること。

（注2）商業・法人登記事項証明書等を添付すること。

（申請者）

様

横浜市長



## 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業 補助金交付決定通知書

年 月 日の申請については、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき次のとおり交付を決定しましたので、通知します。

### 1 補助対象建築物及び補助金交付予定額

建築物所在	横浜市 区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
補助金交付予定額	円
契約予定業者	

### 2 条件

### 3 補助金の交付にあたっての注意

- 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- この補助金交付決定を受けた年度の 2 月末日までに完了実績報告書（第 13 号様式）を提出すること。
- この補助金交付申請の内容を変更する場合には、要綱に従い、あらかじめ市長の変更決定を受けること。
- この補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 19 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。

（申請者）

様

横浜市長



横浜市建築物開口部不燃化等改修事業  
補助金不交付決定通知書

年 月 日の申請については、次の理由により、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第11条第3項第4項の規定に基づき不交付を決定しましたので、通知します。

建築物所在	横浜市 区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
不交付決定をした理由	

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業  
補助金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話

補助金交付決定を受けた申請の内容に変更が生じるため、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業第12条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて、申請します。

1 補助金交付決定通知書の番号

補助金交付決定（変更決定）通知書番号	年 月 日 都防第 号
--------------------	-------------

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 変更内容

--

受付欄

第

号

（申請者）

様

横浜市長



## 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業 補助金交付変更決定通知書

年 月 日の変更申請については、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき次のとおり交付の変更を決定しましたので、通知します。

### 1 補助対象建築物及び補助金交付予定額

建築物所在	横浜市 区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
補助金交付予定額	円
契約予定業者	

### 2 変更内容

--

### 3 条件

### 4 補助金の交付にあたっての注意

- (1) 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この補助金交付決定を受けた年度の2月末日までに完了実績報告書（第13号様式）を提出すること。
- (3) この補助金交付申請の内容を変更する場合には、要綱に従い、あらかじめ市長の変更決定を受けること。
- (4) この補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第19条第1項の規定により、これに協力しなければならない。



横浜市建築物開口部不燃化等改修事業  
補助金交付申請取下げ届

年 月 日

(申請先)

横浜市 長

〒

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

電 話

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱の規定により申請しました補助金交付申請を取り下げますので、同要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

建築物	建築物所在	横浜市 区
	所有者	
補助金交付申請日		年 月 日
取下げの理由		

受付欄

第

号

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業  
補助金交付申請取止め届

年 月 日

(申請先)

横浜市 長

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱の規定により申請しました補助金交付申請を取り止めますので、同要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 補助金の申請を行った建築物及び取止めの理由

建築物	建築物所在	横浜市 区
	所有者	
補助金交付決定(変更決定) 通知書番号	年 月 日 都防第 号	
取止めの理由		

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 添付書類

次に掲げる通知書のうち、交付を受けたもの（原本）

- (1) 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付決定通知書（第 6 号様式）
- (2) 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付変更決定通知書（第 9 号様式）

受付欄

第 号

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業  
完了実績報告書

年 月 日

(申請先)

横浜市 長

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話

補助金交付決定又は補助金交付変更決定を受けた次の建築物開口部不燃化等改修事業について、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、必要書類を添えて、実績を報告します。

添付書類

(1) 契約書等 (写し)

(2) 領収書 (写し)

(3) 施工証明書

[第 14 号様式 (施工した製品の番号等が分かる施工中の写真 (遠景及び近景) または施工した製品が分かる証明書を含む。)]

(4) 工事完了が確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

受付欄

第

号

第 13 号様式 第 2 面 (第 14 条第 1 項関係)

1 補助金交付決定を受けた建築物等

建築物	建築物所在	横浜市 区
	所有者	
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名		申請書に記載のとおり
補助金交付決定(変更決定)通知書番号		年 月 日 都防第 号

※ 補助金交付決定(変更決定)通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用及び補助金決定額

区分		金額
①	補助対象事業費 ※1・※2	円
②	補助対象額 ※3・※4 ① × 補助率 (3/4 2/3) ←該当の補助率に○	円
③	過去の建築物開口部不燃化等改修事業の補助金額の合計額	円
④	補助金上限額 1,000,000 円 - ③	円
⑤	補助金申請額 ※5	円

※1 2人以上の事業者から徴収した見積書のうち、補助対象となる部分の合計が最も安価な見積書の、補助対象となる部分の金額

※2 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象事業費に含めない。

※3 補助率 重点対策地域：3/4、その他の補助対象地区：2/3

※4 千円未満切り捨て

※5 ②と④のうち低い方の額

3 建築物開口部不燃化等改修事業の完了日

完了年月日	年 月 日
-------	-------

## 施工証明書

年 月 日

（申請先）  
横 浜 市 長

〒

証明者（請負者） 住 所  
法人名  
代表者 氏 名  
電 話 印

次の建築物について、別添する工事場所、工法及び開口部の製品名を示した建築物の平面図及び立面図のとおり横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 2 条第 2 号に規定する建築物開口部不燃化等改修事業に係る工事を施工し、完成したことを証明します。

なお、防火設備については、建築基準法における国土交通大臣が定める構造方法又は国土交通大臣による認定仕様のとおり施工し、完成したことを併せて証明します。

建築物	所在	横浜市 区
	工事内容	別添のとおり
契約件名		
発注者		
契約額		円

### （添付書類）

- 1 施工した製品の番号等が分かる施工中の写真（遠景及び近景）または施工した製品が分かる証明書

（申請者）

様

横浜市長



横浜市建築物開口部不燃化等改修事業  
補助金額確定通知書

年 月 日都防第 号で交付を決定した次の建築物の建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用に係る補助金の額を、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定に基づき次のとおり確定しましたので、通知します。

1 補助対象及び確定補助金額

建築物所在	横浜市 区
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり
確定補助金額	円 (再度、補助金の交付を受ける場合の上限額 円)

2 条件

3 補助金の請求及び補助金交付後の処理等

- (1) この通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（第 16 号様式）を市長に提出し、補助金の請求を行うこととする（交付は口座振替による。）。
- (2) 申請者は交付される補助金を交付の目的以外に使用してはならない。当該補助金が目的外に使用された場合は、市長は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項に規定する補助金交付決定及び同要綱第 12 条第 3 項に規定する補助金交付変更決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金を交付した者に補助金の返還を求めることがあります。

## 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業 補助金交付請求書

年 月 日

(申請先)

横浜市 長

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話

補助金額確定通知を受けた建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用に係る補助金を、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金交付決定(変更決定)通知書番号	年 月 日 都防第 号
補助金額確定通知書番号	年 月 日 都防第 号

※ 補助金交付決定(変更決定)通知書番号は、最新のものを記入してください。

請求金額		千	百	十	万	千	百	十	円	
							0	0	0	
振込先	金融機関名							銀行	信用金庫	
								支店		
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		(該当する項目にチェック)				
	口座番号									
	フリガナ									
口座名義人										

(添付書類)

- ・補助金交付決定兼補助金額確定通知書(写し)
- ・口座番号が確認できる書類(通帳のコピーなど)

※ 補助金請求額の金額の頭に¥をつけてください。

※ 該当する「銀行」又は「信用金庫」の欄を○で囲ってください。

## 代理受領事前届出書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

電 話

私は、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金の請求及び受領に係る権限を、下記の事業者委任する予定であることを届け出ます。

1 補助対象建築物

建築物所在	横浜市 区
-------	-------

2 委任される者（事業者）

商号又は名称	
役職・代表者氏名	
所在地	〒
電話番号	( )

## 代理受領事前届出取下げ書

年 月 日

（申請先）  
横 浜 市 長

〒  
申請者 住 所

ふりがな  
氏 名  
電 話

年 月 日に提出した横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金に係る代理受領事前届出書について、下記により取り下げます。

建築物所在	横浜市 区
取下げの理由	<hr/> <hr/>

## 代理受領の委任状

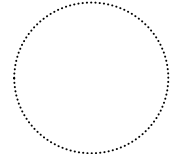
年 月 日

（申請先）  
横 浜 市 長

〒  
委任者（申請者） 住 所

委任者の印（注1）

ふりがな  
氏 名  
電 話



私は、下記の事業者を代理人と定め、横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金に係る下記事項に関する権限を委任します。

### 【委任対象】

建築物所在	横浜市 区
補助金額確定通知書番号	年 月 日 都防第 号
確定補助金額	円

### 【委任事項】

- ・ 委任対象に対する補助金の交付請求
- ・ 委任対象に対する補助金の受領

委任期間 補助金額確定通知日から通知を受けた翌年度の5月末日まで

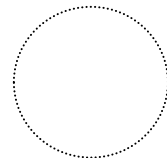
受任者（事業者）

所 在 地

受任者の印（注2）

商号又は名称

職 氏 名



### 注意事項

- 1 委任者の印は、代表者の職名又は個人名の印を押印してください。  
※社印（社判・角判）等の個人を特定することができない印は、使用できません。
- 2 受任者の印は、受任者の職名又は個人名の印を押印してください。

(申請者)

様

横浜市長



### 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業 補助金交付決定取消通知及び返還請求書

次の建築物の建築物開口部不燃化等改修事業に要する費用に係る補助金交付決定について、建築物開口部不燃化等改修事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

また、当該取消しに係る補助金を既に交付している場合は、同要綱第 18 条の規定により、その返還を請求します。

建築物	建築物所在	横浜市 区	
	所有者		
建築物開口部不燃化等改修事業を行う開口部の位置、工法及び製品名	申請書に記載のとおり		
補助金交付決定（変更決定） 通知書番号（※）	年 月 日 都防第 号		
取消し年月日	年 月 日		
取消し内容			
取消し理由			
交付した 補助金の返還	返還の有無	有 ・ 無	
	金額	円	
	返還期限	年 月 日	
	内 訳		

※ 補助金交付決定（変更決定）通知書番号は、最新のものを記入しています。